

## 第76回

### 定時株主総会招集ご通知

#### 日 時

2024年6月26日（水曜日）午前10時

#### 場 所

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号  
当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

## Smiles for the Public

— 人々が笑顔になれる社会をつくる —



90!  
th  
since 1934



スマート  
招集

本招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/6809/>



## 株主の皆さまへ



株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

当社グループは、企業価値である「Smiles for the Public ——人々が笑顔になれる社会をつくる——」の実現に向け、2030年を見据えた経営ビジョン「Dr. Sound – 社会の音を良くするプロフェッショナル集団 – になる」を掲げております。お客さまに選ばれる良い音体験の継続的提供を通じ、社会課題の特定、解決、改善の一連のサイクルをお客さまと共に実現してゆく頼れるパートナーとなることを目指し、中間地点となる2026年3月期を最終年度とした中期経営基本計画を策定して遂行しております。

2022年3月期から2023年3月期までの中期経営基本計画フェーズ1においては、収益力と競争力の向上、成長基盤の構築、新成長分野の探索と創造を進めてまいりました。フェーズ2となる2024年3月期から、最終年度である2026年3月期においては、フェーズ1での取組みの成果を最大限に発揮し、付加価値をより拡大させ、収益基盤を強化し、新成長分野の探索と創造を通じて成長を加速させてまいります。

また、2025年日本国際博覧会に「運営参加 ブロンズパートナー」として協賛を開始いたしました。本博覧会は、人類共通の課題解決に向けて様々な企業や団体による共創が行われる場となります。当社は会場全体を「未来の街」のモデルと捉え、今回の取組みを通じて、新たな情報伝達とコミュニケーションの姿を創造・発信し、未来社会に実装していくチャレンジを進めてまいります。

当社は、おかげさまで今年、創業90周年を迎えます。株主の皆さまをはじめ、様々なステークホルダーの皆さまに支えていただいたことに、あらためて深く感謝申し上げます。

これまで様々な環境変化を機会として成長してまいりました。今後も世の中の変化を的確に捉え、さらなる新しい価値を創出し続けることで、100周年、さらにその先の未来へとつながる持続的な成長と企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

谷口方啓

証券コード 6809  
2024年6月6日

株主の皆さまへ

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号  
**TOA 株式会社**  
代表取締役社長 谷口方啓

## 第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.toa-global.com/ja/ir/stockinfo/memo>

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6809/teiji/>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「TOA」または「コード」に当社証券コード「6809」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時 [開場 午前9時30分]
2. 場 所	神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール
3. 目的事項	<p>●報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>第76期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件</li><li>会計監査人および監査役会の第76期連結計算書類監査結果報告の件</li></ol> <p>●決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役4名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役1名選任の件</p> <p>第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p>
4. 招集にあたっての決定事項	<ol style="list-style-type: none"><li>インターネット等による方法と書面（郵送）と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。</li><li>ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。</li></ol>

以 上

## お知らせ

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について上記インターネット上の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主さまに限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ①事業報告の以下の事項
    - ・ 剰余金の配当等の決定に関する方針
    - ・ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
    - ・ 会社の支配に関する基本方針
  - ②連結計算書類の以下の事項
    - ・ 連結株主資本等変動計算書
    - ・ 連結注記表
  - ③計算書類の以下の事項
    - ・ 株主資本等変動計算書
    - ・ 個別注記表
- ご来場の株主さまのマスク着用につきましては、株主さま個人のご判断とさせていただきます。なお、発熱、咳等の症状がある方はご来場をお控えくださいますようお願いいたします。
- 今後、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。  
<https://www.toa-global.com/ja/ir/stockinfo/memo>
- お土産のご用意はございません。

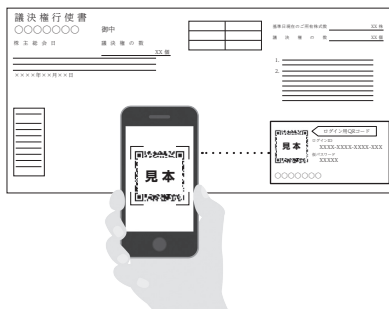


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

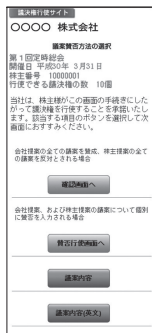
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

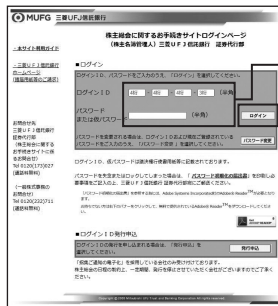


インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。

利益配分に関しましては、持続的な成長を目指し、事業への投資拡大を基本としながらも、財務規律のもと安定した配当の向上をはかるとともに、年間40円（中間配当20円および期末配当20円）の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向45%を目安に決定することとしております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、安定配当20円とさせていただきたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額601,127,080円

なお、中間配当金として20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり40円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日



## 第2号議案 取締役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役谷口方啓氏、増野善則氏、早川宏氏および半田実氏が任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。



再任

### 取締役会出席状況

100%  
(18回/18回)

### 所有する当社の株式数

40,222株

候補者番号

1

た に ぐ ち ま さ ひ ろ

谷口方啓

(1969年8月1日生)

男性

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1994年4月 当社入社
- 2005年1月 TOA CORPORATION (UK) LIMITED社長
- 2008年4月 当社SCM本部長付
- 2009年4月 当社経営企画室長
- 2014年4月 当社経営企画本部経営企画室長
- 2016年4月 当社管理本部長
- 2017年4月 当社執行役員管理本部長
- 2020年4月 当社執行役員グローバル開発本部長
- 2022年6月 当社取締役、執行役員グローバル開発本部長  
兼品質保証室担当
- 2023年4月 当社取締役、執行役員グローバル開発本部長  
兼開発室担当
- 2023年6月 当社代表取締役社長（現任）

### 取締役候補者とした理由

谷口方啓氏を取締役候補者とした理由は、同氏が海外事業、経営企画部門、管理部門および開発部門に携わり、組織横断的に豊富な経験と実績を活かし、当社を取り巻く環境変化の中で、当社事業活動における統合的な視野での当社のさらなる成長と持続的な企業価値の向上に貢献し、引き続き、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。



再任

取締役会出席状況

100%  
(18回/18回)

所有する当社の株式数

11,016株

候補者番号

2

はやかわ

早川

ひろし

宏

(1962年8月26日生)

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年4月 当社入社
- 2013年4月 当社営業本部九州沖縄営業部長
- 2015年4月 当社営業統括本部国内営業本部九州沖縄営業部長
- 2017年4月 当社営業統括本部国内営業本部首都圏営業部長
- 2018年4月 当社執行役員ソリューション営業本部長
- 2022年6月 当社取締役、執行役員ソリューション営業本部長  
兼ネクストビジネス推進室、エンジニアリング部担当
- 2023年4月 当社取締役、執行役員ソリューション営業本部長  
兼ネクストビジネス推進室担当（現任）

取締役候補者とした理由

早川宏氏を取締役候補者とした理由は、同氏が国内営業部門において、事業戦略の企画を通してソリューション営業を推進してきた経験と実績および長きにわたり管理者として事業戦略を遂行するため国内営業部門の組織・人材配置の最適化を図り人材開発を進めてきた経験を活かし、当社のさらなる成長と持続的な企業価値の向上に貢献し、引き続き、取締役としての役割を果たすことが期待できるためであります。



新任

所有する当社の株式数

—

候補者番号

3

にし の  
西野

たかし  
崇

(1970年4月12日生)

男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1995年4月 当社入社
- 2012年4月 アコース株式会社社長
- 2014年4月 PT. TOA GALVA INDUSTRIES.社長
- 2017年4月 当社海外事業本部アジア・パシフィック事業部副事業部長
- 2018年1月 当社海外事業本部アジア・パシフィック事業部長  
兼シニアプロダクトダイレクター  
兼TOA ELECTRONICS PTE LTD社長  
兼TOA ELECTRONICS (M) SDN.BHD.社長
- 2018年4月 当社執行役員海外事業本部アジア・パシフィック事業部長  
兼シニアプロダクトダイレクター  
兼TOA ELECTRONICS PTE LTD社長  
兼TOA ELECTRONICS (M) SDN.BHD.社長
- 2022年1月 当社執行役員海外事業本部アジア・パシフィック事業部長  
兼シニアプロダクトダイレクター  
兼TOA ELECTRONICS PTE LTD社長
- 2022年4月 当社執行役員海外事業本部アジア・パシフィック事業部長  
兼シニアプロダクトダイレクター  
兼TOA ELECTRONICS PTE LTD社長  
兼TOA ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED社長
- 2024年4月 当社執行役員海外事業本部長  
兼アジア・パシフィック事業部担当 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

西野崇氏を取締役候補者とした理由は、同氏が開発部門で培った経験を活かし、国内外の生産子会社社長、海外販売子会社社長、アジア・パシフィック事業部長を歴任し、地域商品の拡充および販路の開拓により地域ビジネスを拡大させるなど幅広い業務分野において豊富な経験と実績を有しており、当社のさらなる成長と持続的な企業価値の向上に貢献し、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。



再任

社外

独立

## 取締役会出席状況

100%  
(18回/18回)

## 所有する当社の株式数

—

候補者番号 はん だ みのる

4 半田 実

(1959年10月16日生)

男性

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社  
 1996年 6月 Sony Manufacturing Company UK Bridgend Plant  
品質保証部統括部長  
 2001年 1月 Sony Electronics Inc San Diego Plant品質保証部統括部長  
 2003年 4月 Sony Electronics Inc Vice President（品質担当）  
 2007年 2月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）  
エナジー・デバイス事業本部品質保証部統括部長  
 2013年 2月 同社品質・環境センター副センター長  
 2014年 9月 同社出向、グリーンサイクル株式会社代表取締役社長  
 2019年11月 井上機工株式会社入社、同社工場長  
 2022年 2月 有明興業株式会社入社、  
同社執行役員（有明興業マテリアルズ株式会社担当）  
同社出向、有明興業マテリアルズ株式会社執行役員（社長補佐）  
 2022年 5月 有明興業株式会社執行役員  
 2022年 6月 当社社外取締役（現任）  
 2022年 8月 有明興業マテリアルズ株式会社代表取締役社長

## ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

半田実氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が上場企業の海外工場、品質保証部門の責任者としての実績および上場企業の子会社経営などグローバルな経験を有しており、特に生産戦略において、引き続き、社外取締役として当社の経営に貢献し、コーポレート・ガバナンス機能の強化と持続的な企業価値の向上に資するための監督、助言等をいただくことが期待できるためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 半田実氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本株主総会において同氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。  
 3. 当社は、半田実氏が取締役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。  
 4. 半田実氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年であります。  
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役西垣岳史氏が任期満了となります。  
つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。



再任

にし がき たけ ふみ

**西垣 岳史** (1963年12月11日生)

男性

### ■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1987年4月 当社入社
- 2001年3月 TOA Electronics Europe G.m.b.H.社長
- 2008年4月 TOA Electronics Europe G.m.b.H.社長  
兼TOA CORPORATION (UK) LIMITED社長
- 2008年6月 当社執行役員  
兼TOA Electronics Europe G.m.b.H.社長  
兼TOA CORPORATION (UK) LIMITED社長
- 2009年4月 当社執行役員海外営業本部海外営業部長  
兼欧州・ロシア営業部長  
兼TOA CORPORATION (UK) LIMITED社長
- 2010年4月 当社執行役員技術本部長
- 2012年4月 当社執行役員技術本部長  
兼ソフト開発部長
- 2013年4月 当社執行役員技術本部長
- 2016年4月 当社執行役員開発本部副本部長
- 2017年6月 当社執行役員開発本部長
- 2018年4月 当社執行役員グローバル開発本部長
- 2020年4月 当社管理本部長付
- 2020年6月 当社常勤監査役（現任）

### ■ 監査役候補者とした理由

西垣岳史氏を監査役候補者とした理由は、同氏が海外販売拠点の経営者および開発部門の執行責任者として企業経営・組織運営に関わった経験と幅広い知識を有していることから、引き続き、監査役としての役割を果たすことが期待できるためであります。

#### 取締役会出席状況

100%  
(18回／18回)

#### 監査役会出席状況

100%  
(19回／19回)

#### 所有する当社の株式数

11,200株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、西垣岳史氏が監査役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。西垣岳史氏が監査役に選任された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

## ご参考 本株主総会後の取締役・監査役のスキル・マトリックス

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の構成および各取締役・各監査役が有する主なスキル（知識・経験・能力等）は下表のとおりとなります。

	氏名	地位・属性 (予定)	企業経営	グローバル ビジネス	市場開拓・ 事業企画	技術・イノ ベーション (研究・開発・ 生産・SCM・DX)	コーポレート (財務・会計、 法務、リスク管理、 情報システム)	人材開発
取締役	井谷 憲次	会長	●		●	●		
	谷口 方啓	代表取締役 社長	●	●			●	
	早川 宏	執行役員			●			●
	西野 崇	執行役員		●	●	●		
	村田 雅詩	独立 社外		●	●		●	
	半田 実	独立 社外		●		●		●
監査役	西垣 岳史	常勤		●		●	●	
	西片 和代	独立 社外					●	
	佐和 周	独立 社外					●	

※各取締役および各監査役の有する知見や経験を最大3つまで記載しております。取締役および監査役の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2023年6月21日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された福元隆久氏の選任の効力は、本株主総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。



所有する当社の株式数

—

ふ く も と た か ひ さ

**福元 隆久** (1967年8月2日生)

男性

### ■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1993年4月 兵庫県庁入庁
- 1994年3月 同庁退庁
- 1996年4月 弁護士登録、東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）入所
- 2003年4月 同事務所パートナー弁護士（現任）
- 2003年6月 川西倉庫株式会社社外監査役
- 2008年4月 兵庫県弁護士会副会長
- 2010年6月 株式会社神戸フェリーセンター社外監査役（現任）
- 2012年4月 神戸家庭裁判所家事調停委員（現任）

### ■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

福元隆久氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士の資格を有しており、法曹界での豊富な経験とそれによって培われた専門的な知識等を活かし、監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福元隆久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 当社は、福元隆久氏が監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。福元隆久氏が監査役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上



## 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

# 1. 当社グループの現況に関する事項

## ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、国内においては新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の分類が5類へ移行するなど社会経済活動の正常化が進み、インバウンド需要の回復や設備投資意欲の高まりなど、景気は緩やかな回復傾向にあります。一方で、原材料価格の高止まりや物価の上昇、不安定な国際情勢による地政学的リスクに加え、為替相場の急速な変動や中国の経済成長鈍化など、世界経済の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループでは企業価値である「Smiles for the Public ——人々が笑顔になれる社会をつくる——」の実現に向け、2030年を見据えた経営ビジョンとして、「Dr. Sound —社会の音を良くするプロフェッショナル集団— になる」を掲げております。お客さまに選ばれる良い音体験の継続的提供を通じ、社会課題の特定、解決、改善の一連のサイクルをお客さまと共に実現してゆく頼れるパートナーとして、人々の安心・信頼・感動の価値実現を目指しております。

当期においては、PCに文章を入力するだけで簡単に放送アナウンス音源を作成できる「YUTTE」（2023年度グッドデザイン賞受賞）のβ版サービスの提供開始や、ネットワーク上の様々なシステムと連携し、制御することができる放送システム「IPオーディオシリーズ」のラインアップ拡充など、お客さまと多様な接点で価値提供を実現する“つながるビジネス”の展開を推進しております。さらに、地方公共団体や異業種との連携を深め、音や映像を用いた実証実験やコラボレーションを通じて、新成長分野の探索・創造を進めております。

また、当社は2025年日本国際博覧会に「運営参加 ブロンズパートナー」として協賛を開始いたしました。当社は会場全体を「未来の街」のモデルと捉え、今回の取組みを通じて、新たな情報伝達とコミュニケーションの姿を創造・発信し、未来社会に実装していくチャレンジを進めてまいります。

このような状況の下、当期の売上高は48,814百万円（前年同期比+3,690百万円、8.2%増）となりました。利益については、国内販売が伸長したことによる収益性の改善などにより、営業利益は3,028百万円（前年同期比+1,315百万円、76.8%増）、経常利益は3,710百万円（前年同期比+1,605百万円、76.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,997百万円（前年同期比+231百万円、13.1%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（日本）

売上高は28,449百万円（前年同期比+1,622百万円、6.0%増）、セグメント利益（営業利益）は6,348百万円（前年同期比+1,053百万円、19.9%増）となりました。

国内の工場や病院、空港をはじめとする交通市場向けの売上が伸長しました。海外の鉄道車両向けの売上は減少しましたが、セグメント全体の売上高は増加し、セグメント利益は増加しました。

（アジア・パシフィック）

売上高は9,366百万円（前年同期比+998百万円、11.9%増）、セグメント利益（営業利益）は1,731百万円（前年同期比+284百万円、19.7%増）となりました。

イスラム圏においては、ラマダン需要の取込みにより宗教市場向けの販売が伸長しました。また、ベトナムでは官公庁や大型都市開発プロジェクト、マレーシアやタイでは教育市場向けの納入が進んだことなどにより、セグメント全体の売上高は増加し、セグメント利益は増加しました。

（欧州・中東・アフリカ）

売上高は6,335百万円（前年同期比+867百万円、15.9%増）、セグメント利益（営業利益）は742百万円（前年同期比+191百万円、34.9%増）となりました。

イギリスでは国立図書館、ベルギーでは交通市場向け、南部アフリカでは病院向けの納入が進みました。また、ドイツを中心に欧州での販売が伸長し、セグメント全体の売上高は増加し、セグメント利益は増加しました。

（アメリカ）

売上高は2,615百万円（前年同期比+78百万円、3.1%増）、セグメント利益（営業利益）は126百万円（前年同期比+72百万円、135.1%増）となりました。

アメリカでは官公庁や教育市場向け、カナダでは病院や教育市場向けの納入が進みました。為替の影響もあり、セグメント全体の売上高は増加し、セグメント利益は増加しました。

(中国・東アジア)

売上高は2,046百万円（前年同期比+124百万円、6.5%増）、セグメント利益（営業利益）は157百万円（前年同期比+22百万円、16.3%増）となりました。

中国や香港では市況の回復により販売が堅調に推移しました。中国では空港や教育市場向け、台湾では半導体を中心とした工場向けの納入が進んだことなどにより、セグメント全体の売上高は増加し、セグメント利益は増加しました。

## ② 設備投資および資金調達の状況

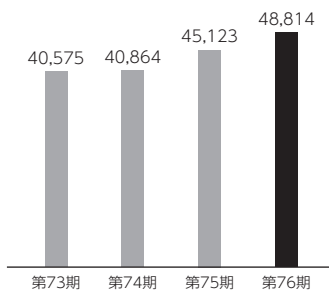
当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資は、主に、情報インフラ基盤の取得ならびに国内および海外生産子会社における生産設備の取得などであります。この総額は1,284百万円であり、自己資金により充当しました。

### ③ 財産および損益の状況の推移

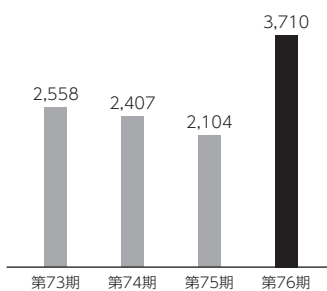
区 分	第73期 2021年3月期	第74期 2022年3月期	第75期 2023年3月期	第76期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売上高 (百万円)	40,575	40,864	45,123	48,814
経常利益 (百万円)	2,558	2,407	2,104	3,710
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,596	1,466	1,765	1,997
1株当たり当期純利益 (円)	48.87	45.08	54.51	62.61
総資産 (百万円)	58,572	60,688	63,905	64,734
純資産 (百万円)	46,365	46,939	48,764	49,239
1株当たり純資産額 (円)	1,365.41	1,374.07	1,437.61	1,549.88

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 第74期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

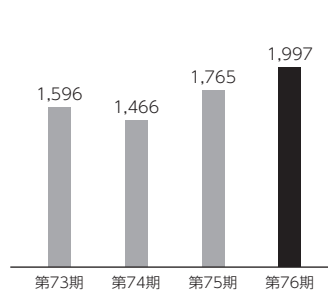
■ 売上高 (百万円)



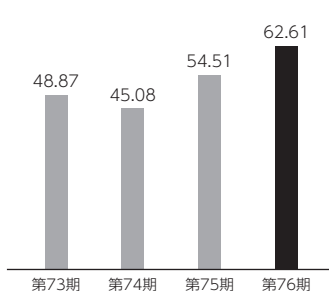
■ 経常利益 (百万円)



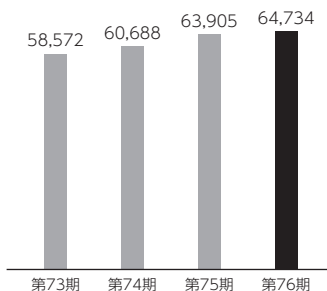
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



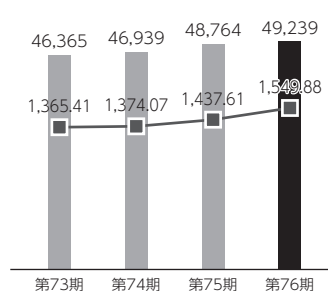
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円) ■ 1株当たり純資産額 (円)



#### ④ 対処すべき課題

当社グループは将来の目指す姿として2030年を見据えた経営ビジョン「Dr. Sound -社会の音を良くするプロフェッショナル集団- になる」を掲げ、その実現に向けた活動を進めております。これまで当社が提供してきた屋内外の各種環境や人々の多様性に応じた「聴こえる音、聴き取り易い音」に加え、私たちを取り巻くパブリック空間の音＝「社会の音」がもたらす人々の安心・信頼・感動の体験そのものの創出に、よりアプローチできる価値の実現・提供を進めていくことで、お客さまに選ばれる良い音体験の継続的提供を通じ、社会課題の特定、解決、改善の一連のサイクルをお客さまと共に実現してゆく姿を目指しております。

ビジョン実現に向け、2022年3月期から2023年3月期までの中期経営基本計画フェーズ1においては、収益力と競争力の向上、成長基盤の構築、新成長分野の探索と創造を進めてまいりました。そして中期経営基本計画フェーズ2となる2024年3月期から、最終年度である2026年3月期においては、フェーズ1での取組みの成果を最大限に発揮し、付加価値をより拡大させ、収益基盤を強化し、新成長分野の探索と創造を通じて成長を加速させてまいります。一連の取組みを加速させるために、デジタルシフト推進と人材育成に注力いたします。

フェーズ2の1年目にあたる当期においては、デジタルシフト推進として、生産・販売・在庫が連携したサプライチェーン計画システムの稼働を開始いたしました。また、人材育成として、従業員のデジタルスキルの可視化やそれを踏まえた更なる育成・活用施策の検討を進めてまいりました。

フェーズ2の2年目にあたる次期においても、引き続き以下の取組みを継続してまいります。

デジタルシフト推進においては、お客さまとのつながり強化や社内コミュニケーションの活性化、意思決定の迅速化に資するデジタルツールの整備を行い、更に蓄積されたデータを活用したタイムリーな提案による需要の獲得や新たなビジネスの創出のための投資を行っております。これらの導入したインフラを活用し、デジタルマーケティングにより需要を創出し、併せて、デジタルツールを活用し、営業活動品質と営業活動効率の向上、データを活用したサプライチェーン全体の効率化を推進いたします。また、商品では、ネットワークを活用した双方向コミュニケーションを拡大する製品を強化してまいります。

人材育成においては、積極的な対話を通じた信頼関係の醸成、多様性を活かすための人材配置や仕組みづくり、安心して働ける環境の整備を進めており、デジタル技術を活用できる人材の育成により付加価値向上および生産性向上を実現してまいります。

## ⑤ 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容
アコース株式会社	90百万円	100%	音響関連製品の開発および生産
タケックス株式会社	35百万円	100%	映像関連製品の開発および生産
TOAエンジニアリング株式会社	50百万円	100%	音響関連、映像関連製品のエンジニアリングおよび施工、鉄道車両関連製品のエンジニアリングおよび製造販売
株式会社ジーベック	30百万円	100%	ソフト企画制作、音響ホール・スタジオ等の管理および運営
TOA ELECTRONICS, INC.	US\$ 4,000千	100%	米国における当社製品の販売
TOA Communication Systems, Inc.	US\$ 2,500千	100%	米国における鉄道車両関連製品の製造販売
TOA CANADA CORPORATION	CAN\$ 1,450千	100%	カナダにおける当社製品の販売
TOA CORPORATION (UK) LIMITED	STG £ 1,500千	100%	英国における当社製品の販売
TOA Electronics Europe G.m.b.H.	ユーロ 512千	100%	欧州、中東、北アフリカにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED	ZAR 5,290千	100% (100%)	南アフリカ共和国、サブサハラアフリカにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION	NT\$ 20,000千	100%	台湾における当社製品の販売
TOA (HONG KONG) LIMITED	HK\$ 1,500千	100%	香港、韓国における当社製品の販売
TOA (CHINA) LIMITED.	RMB 50,000千	100%	中国における当社製品の販売
TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd.	THB 30,000千	49%	タイ、ラオスにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS PTE LTD	S\$ 170千	100%	アジア、オセアニアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	RM 1,000千	100% (100%)	マレーシアにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA PRIMA KARYA	RP 10,100百万	99% (99%)	インドネシアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED	VND 14,725百万	100%	ベトナムにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA INDUSTRIES.	RP 44,800百万	49%	音響関連製品の開発および生産
TOA VIETNAM CO., LTD.	US\$ 2,200千	100%	音響関連および映像関連製品の開発および生産
得洋電子工業股份有限公司	NT\$ 35,000千	34%	音響関連製品の開発および生産

(注) 1. 議決権の所有割合欄の ( ) 内は、間接所有割合を内数として表示しております。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

**⑥ 主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

区分	主要な製品
音響分野	非常用放送設備、業務用放送設備、ワイヤレスシステム、ネットワークPAシステム、インターカムシステム、サウンドシステム、拡声放送機器
映像分野	ネットワークカメラシステム、フルHD同軸カメラシステム、アナログカメラシステム
鉄道車両分野	車両内放送設備、カメラシステム、電光表示器

**⑦ 主要な営業所および工場** (2024年3月31日現在)

- (1) 当 社 本 社 (神戸市……………海外営業・管理部門)  
 ナレッジスクエア (兵庫県宝塚市…生産・開発部門)  
 国内販売事業所 (仙台市・東京都江東区・名古屋市・大阪市・福岡市を主拠点とし全国34営業所)
- (2) 子会社 国内生産拠点 アコース株式会社 (滋賀県米原市)、  
 タケックス株式会社 (佐賀県武雄市)
- 国内エンジニアリング等拠点 TOAエンジニアリング株式会社 (東京都江東区)、  
 株式会社ジーベック (神戸市)
- 海外販売拠点 TOA ELECTRONICS, INC. (米国)、  
 TOA Communication Systems, Inc. (米国)、  
 TOA CANADA CORPORATION (カナダ)、  
 TOA CORPORATION (UK) LIMITED (英国)、  
 TOA Electronics Europe G.m.b.H. (ドイツ)、  
 TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED (南アフリカ共和国)、  
 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION (台湾)、  
 TOA (HONG KONG) LIMITED (香港)、  
 TOA (CHINA) LIMITED. (中国)、  
 TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd. (タイ)、  
 TOA ELECTRONICS PTE LTD (シンガポール)、  
 TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. (マレーシア)、  
 PT. TOA GALVA PRIMA KARYA (インドネシア)、  
 TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED (ベトナム)
- 海外生産拠点 PT. TOA GALVA INDUSTRIES. (インドネシア)、  
 TOA VIETNAM CO., LTD. (ベトナム)、  
 得洋電子工業股份有限公司 (台湾)

**⑧ 従業員の状況** (2024年3月31日現在)**(1)当社グループの従業員数**

	従業員数	前期末比増減
当 社	789名	5名減
国内生産拠点	274名	12名増
国内エンジニアリング等拠点	143名	5名減
海外販売拠点	467名	14名増
海外生産拠点	1,352名	103名減
合 計	3,025名	87名減

(注) 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

**(2)当社の従業員数**

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
789名	5名減	43.1歳	16.1年

(注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員数であります。  
2. 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

**⑨ 主要な借入先** (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	800百万円
株式会社三井住友銀行	100百万円
株式会社みずほ銀行	71百万円

**⑩ その他当社グループの現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 78,820,000株
- ② 発行済株式の総数 30,056,354株 (自己株式4,080,281株を除く)
- ③ 株主数 6,010名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
T O A 取引先持株会	2,781千株	9.26%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,656	8.84
公益財団法人神戸やまぶき財団	2,000	6.65
株式会社三菱UFJ銀行	1,606	5.34
シスメックス株式会社	1,457	4.85
井谷憲次	1,373	4.57
公益財団法人中谷医工計測技術振興財団	1,297	4.32
株式会社三井住友銀行	1,188	3.96
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,003	3.34
井谷博一	1,000	3.33

(注) 持株比率は、自己株式 (4,080千株) を控除して算出しております。

### ⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区分	株式の種類および数	対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 15,800株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、3. 会社役員に関する事項④取締役および監査役の報酬等に記載しております。

### ⑥ その他株式に関する重要な事項

2024年2月14日開催の取締役会決議に基づき、同年2月15日付にて自己株式2,125,300株を取得いたしました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	井谷 憲次	一般社団法人神戸経済同友会 代表幹事
取締役社長 (代表取締役)	谷口 方啓	
取締役 (常務執行役員)	増野 善則	海外事業本部長 品質保証室担当
取締役 (執行役員)	早川 宏	ソリューション営業本部長 ネクストビジネス推進室担当
取締役	村田 雅詩	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外取締役（監査等委員）
取締役	半田 実	有明興業マテリアルズ株式会社 代表取締役社長
監査役 (常勤)	西垣 岳史	
監査役	西片 和代	神戸パートナーズ法律事務所 弁護士
監査役	佐和 周	佐和公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役村田雅詩氏および半田実氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役西片和代氏および佐和周氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役西垣岳史氏は、当社子会社の経営者として長きにわたり経営経験を有しており、経営全般に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役西片和代氏は、弁護士の資格を有しており、法務およびコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役佐和周氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役村田雅詩氏および半田実氏ならびに監査役西片和代氏および佐和周氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者あるいは業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
7. 取締役半田実氏は、2024年5月31日をもって有明興業マテリアルズ株式会社代表取締役社長を退任となります。
8. 監査役西片和代氏は、2024年6月25日開催予定の高圧ガス工業株式会社第91期定時株主総会の決議をもって同社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。
9. 監査役佐和周氏は、2024年6月25日開催予定の東洋機械金属株式会社第150回定時株主総会の決議をもって同社の社外監査役に就任する予定であります。
10. 当社は、取締役村田雅詩氏および半田実氏ならびに監査役西片和代氏および佐和周氏の重要な兼職先および兼職予定先との間に、特別な関係はありません。

## ② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
谷口方啓	取締役執行役員 グローバル開発本部長	代表取締役社長	2023年6月21日
竹内一弘	代表取締役社長	退任	2023年6月21日
小林茂信	社外監査役	退任	2023年6月21日
佐和周	—	社外監査役	2023年6月21日

(注) 代表取締役社長竹内一弘氏および監査役小林茂信氏は、任期満了による退任であります。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## ⑤ 取締役および監査役の報酬等

### (1) 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取 締 役 (社外取締役を除く)	5	108	42	46	19
社 外 取 締 役	2	12	12	0	—
監 査 役 (社外監査役を除く)	1	19	19	—	—
社 外 監 査 役	3	9	9	—	—
合 計	11	150	84	46	19

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### (2) 業績連動報酬等に関する事項

当社は、企業価値の持続的向上を図るため、全取締役に対して、前事業年度連結最終利益に比例させた業績連動報酬等を業績給として支給しております。当該業績給の額の算定の基礎として選定した業績指標は、親会社株主に帰属する当期純利益を採用し、当該当期純利益の実績金額に取締役の職位に応じて予め定めた係数によって算定しております。当該指標を採用した理由は、中期経営基本計画に掲げた持続的な成長をなし遂げるため、株主に還元可能な利益である当該指標が適切であると判断したためであります。

なお、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益（選定した業績指標）の推移は、

1. 当社グループの現況に関する事項③財産および損益の状況の推移に記載のとおりであります。

### (3) 非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、代表取締役および業務執行取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬は、譲渡制限付株式とし、株式報酬を交付する割合を取締役の個人別の報酬総額の20%相当を目安に決定することを原則としております。また、割当株式数は、各取締役の職位、成果に応じて付与するものとし、その詳細は、各対象取締役との間に締結する譲渡制限付株式割当契約に基づくものとしております。

#### (4)取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、当該報酬限度額とは別枠で、2019年6月20日開催の第71回定時株主総会において、代表取締役および業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額を年額1億円以内および普通株式の総数を年120,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の代表取締役および業務執行取締役の員数は4名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額1億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### (5)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### ①決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営基本計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の原案を任意の諮問機関である報酬委員会（委員は、代表取締役および社外取締役2名の合計3名）に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月12日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

##### ②決定方針の内容の概要

- i. 当社取締役の報酬等は、会社の持続的な成長に寄与するため、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。
- ii. 取締役の報酬等は、金銭報酬である固定報酬（職責給、成果給）、業績連動報酬等（業績給）および非金銭報酬等で構成しております。固定報酬のうち、職責給は当年度の職位に応じて固定額を定めて決定し、成果給は代表取締役および業務執行取締役の担当職責に対する成果を反映する報酬であり、職責給に対する割合を職位別に定めて決定しております。金銭報酬は毎月を単位とする定期支給とします。取締役のうち、代表取締役および業務執行取締役に対しては、固定報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等を適用し、監督機能を担う非業務執行取締役に対しては、固定報酬の職責給および業績連動報酬等を適用しております。
- iii. 取締役の報酬等の構成割合は、原則として、金銭報酬80%、非金銭報酬20%を目安としております。代表取締役および業務執行取締役の報酬割合は、当社の事業展開および人材確保の観点から企業規模に鑑みた水準を勘案し、上位の職責を負う職位ほど業績連動報酬等のウエイトが高まる構成としております。

##### ③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の諮問機関である報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め、報酬水準、業績評価、構成割合等について総合的な審議を行ったうえで取締役会に答申しております。取締役会は、この審議・答申の内容を確認した結果から決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬等は、経営に対する独立性、客観性を確保する観点から、固定報酬（職責給）のみで構成され、各監査役の報酬等は、監査役の協議によって決定しております。また、当社では、取締役および監査役に対し、退職慰労金制度を設けておりません。

**(6)取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項**

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役会において、代表取締役社長谷口方啓に具体的な決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。また、その委任した権限の内容は、自己を含めた各取締役の報酬等の確定額および成果配分の決定です。

取締役会は、代表取締役社長に委任した権限が適切に行使されるようにするため、予め任意の諮問機関である報酬委員会での審議を行い、取締役会に答申する措置を講じており、客観性、透明性を確保したうえで、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。なお、代表取締役社長は、取締役の個人別の報酬等の内容につき、必要に応じて、取締役会に答申または報告を行うものとします。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況 (出席回数／開催回数)	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	村田 雅詩	取締役会 18回／18回	取締役会の議案・審議等について、経営企画部門および国内外の事業戦略企画部門の責任者ならびに常勤監査役として培ってきた高い見識や豊富な経験に基づき、独立した客観的視点から経営に対する積極的な発言を行っております。また、任意の指名委員会・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名および報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外取締役	半田 実	取締役会 18回／18回	取締役会の議案・審議等について、上場企業の海外工場および品質保証部門の責任者ならびに上場企業の子会社の経営者として培ってきた高い見識や豊富な経験に基づき、独立した客観的視点から経営に対する積極的な発言を行っております。また、任意の指名委員会・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名および報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外監査役	西片 和代	取締役会 18回／18回 監査役会 19回／19回	取締役会および監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議に関する法務、コンプライアンス等について、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	佐和 周	取締役会 13回／13回 監査役会 14回／14回	取締役会および監査役会において、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、議案・審議に関する財務、会計等について、適宜必要な発言を行っております。

(注) 社外監査役佐和周氏につきましては、2023年6月21日就任後の状況を記載しております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### ① 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### ② 会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当 社	50百万円	—
子 会 社	—	—
合 計	50百万円	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当社の監査証明業務に基づく報酬の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に、2022年度（第75期）に係る追加報酬の額が2百万円発生しております。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、社内関係部門から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、協議を行った結果、監査内容および監査計画時間が適切かつ妥当であり、監査精度および監査品質が担保されていると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注)本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。



## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>42,633</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,578</b>
現金及び預金	16,350	支払手形及び買掛金	3,554
受取手形	1,992	短期借入金	1,836
売掛金	7,571	リース債務	418
契約資産	912	未払法人税等	579
商品及び製品	8,937	賞与引当金	230
仕掛品	789	製品保証引当金	40
原材料及び貯蔵品	5,126	その他	2,917
その他	1,048	<b>固定負債</b>	<b>5,917</b>
貸倒引当金	△95	リース債務	770
<b>固定資産</b>	<b>22,101</b>	繰延税金負債	1,275
<b>有形固定資産</b>	<b>10,648</b>	退職給付に係る負債	3,089
建物及び構築物	5,933	その他	781
機械装置及び運搬具	409	<b>負債合計</b>	<b>15,495</b>
工具器具及び備品	585		
土地	2,469	<b>純資産の部</b>	
リース資産	1,165	<b>株主資本</b>	<b>39,512</b>
建設仮勘定	84	資本金	5,279
<b>無形固定資産</b>	<b>1,669</b>	資本剰余金	5,048
のれん	419	利益剰余金	32,863
ソフトウェア	1,014	自己株式	△3,679
ソフトウェア仮勘定	102	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>7,070</b>
その他	132	その他有価証券評価差額金	4,807
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,784</b>	為替換算調整勘定	2,321
投資有価証券	8,170	退職給付に係る調整累計額	△58
繰延税金資産	460	<b>非支配株主持分</b>	<b>2,655</b>
退職給付に係る資産	520		
その他	633	<b>純資産合計</b>	<b>49,239</b>
貸倒引当金	△0	<b>負債純資産合計</b>	<b>64,734</b>
<b>資産合計</b>	<b>64,734</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		48,814
売 上 原 価		27,895
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>20,918</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,890
<b>営 業 利 益</b>		<b>3,028</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	132	
受 取 配 当 金	128	
為 替 差 益	351	
受 取 保 険 金 及 び 配 当 金	18	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2	
雑 収 入	191	825
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	95	
固 定 資 産 圧 縮 損	35	
雑 損 失	12	143
<b>経 常 利 益</b>		<b>3,710</b>
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>3,710</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,175	
法 人 税 等 調 整 額	170	1,346
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>2,364</b>
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		366
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>		<b>1,997</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>17,480</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,523</b>
現金及び預金	5,953	買掛金	1,459
受取手形	1,800	リース債務	11
売掛金	5,155	未払金	512
契約資産	303	未払法人税等	383
製品	3,560	未払費用	563
仕掛品	4	製品保証引当金	14
原材料及び貯蔵品	308	その他	577
前払費用	160	<b>固定負債</b>	<b>4,037</b>
その他	272	リース債務	15
貸倒引当金	△39	退職給付引当金	2,320
<b>固定資産</b>	<b>22,712</b>	繰延税金負債	1,120
<b>有形固定資産</b>	<b>7,120</b>	その他	580
建物	4,337	<b>負債合計</b>	<b>7,560</b>
構築物	262		
機械装置	1	<b>純資産の部</b>	
工具器具及び備品	285	<b>株主資本</b>	<b>27,825</b>
土地	2,199	<b>資本金</b>	<b>5,279</b>
リース資産	15	<b>資本剰余金</b>	<b>6,812</b>
建設仮勘定	18	資本準備金	6,808
<b>無形固定資産</b>	<b>1,101</b>	その他資本剰余金	3
ソフトウェア	958	<b>利益剰余金</b>	<b>19,412</b>
ソフトウェア仮勘定	88	利益準備金	679
リース資産	11	その他利益剰余金	18,732
その他	43	別途積立金	2,930
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,490</b>	繰越利益剰余金	15,802
投資有価証券	7,768	<b>自己株式</b>	<b>△3,679</b>
関係会社株式	5,349	<b>評価・換算差額等</b>	<b>4,807</b>
関係会社出資金	678	その他有価証券評価差額金	4,807
前払年金費用	491	<b>純資産合計</b>	<b>32,632</b>
その他	202	<b>負債純資産合計</b>	<b>40,193</b>
貸倒引当金	△0		
<b>資産合計</b>	<b>40,193</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		33,025
売 上 原 価		21,367
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>11,657</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,629
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,028</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	948	
為 替 差 益	281	
雑 収 入	65	1,296
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
雑 損 失	5	11
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,312</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>2,312</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	523	
法 人 税 等 調 整 額	△93	429
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,883</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

T O A 株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池畑 憲二郎

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T O A 株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O A 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

T O A 株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池畑 憲二郎

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T O A 株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその実施内容
  - (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
    - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
  - (1) 事業報告等の監査結果
    - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
    - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
    - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
    - ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
  - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
  - (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

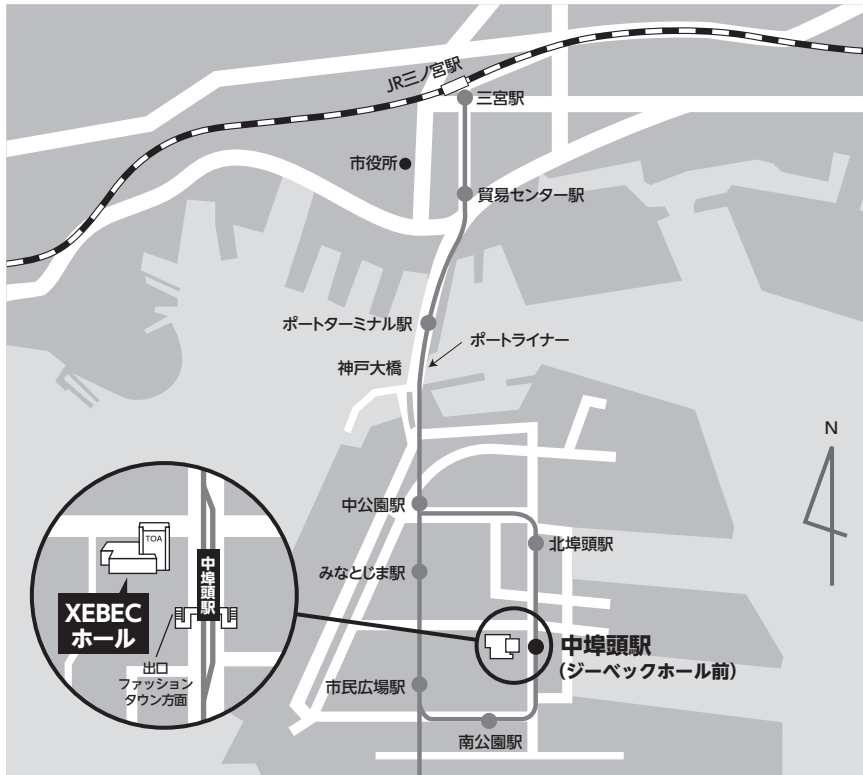
2024年5月22日

TOA株式会社 監査役会  
 常勤監査役 西垣 岳 史 ㊟  
 社外監査役 西片 和 代 ㊟  
 社外監査役 佐 和 周 ㊟

## 株主総会会場ご案内図

会場：当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 電話 078 (303) 5620



交通機関のご案内

ポートライナー（北埠頭行き）

「中埠頭駅（ジーベックホール前）」下車  
西側へ徒歩約3分（三宮駅から計約17分）

### 経営基本方針（三つの安心）

- 一、顧客が安心して使用できる商品をつくる。
- 一、取引先が安心して取引きできるようにする。
- 一、従業員が安心して働けるようにする。

TOAグループは、顧客、株主、取引先、従業員など、全てのステークホルダーの信頼と期待にお応えできるよう、日々、経営を行ってまいります。



2024  
健康経営優良法人  
Health and productivity

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。